

<別紙1>

重要事項説明書

介護老人保健施設 縄文の里 長瀬倶楽部
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所のご案内
（令和6年6月1日現在）

1. 施設の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 介護老人保健施設 縄文の里 長瀬倶楽部 [通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）]
- ・開設年月日 平成18年10月1日
- ・所在地 埼玉県秩父郡長瀬町大字岩田587番地
- ・電話番号 0494-66-0000・ファックス番号0494-66-4321
- ・管理者名 施設長 横山 央
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1154880007号）

(2) 介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の目的と運営方針

介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は要介護者の家庭等での生活を継続していただくために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当事業所をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とした事業所です。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・代理人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 縄文の里 長瀬倶楽部 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の運営方針]

「介護老人保健施設 縄文の里 長瀬倶楽部 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者が能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活の維持を目指すものとする。」

(3) 施設の職員体制

		業務内容
・管理者（医師と兼務）	1名（常勤）	利用者の健康管理及び適切な医療処置
・介護職員	2名以上（常勤）	利用者の日常生活全般にわたる介護業務
・理学療法士等（老健と兼務）	常勤換算0.2名以上	利用者に対する理学療法・作業療法
・管理栄養士（老健と兼務）	1名（常勤）	利用者へ栄養管理
・その他（事務・送迎運転手等）	1名以上（常勤、非常）	事務・送迎等

	勤)	
--	----	--

(4) 利用定員、単位数

定員 20人 1単位

(5) 営業日及び営業時間（サービス提供時間）

営業日 月曜日から金曜日までの5日間とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(サービス提供時間 午前9時15分から午後3時30分を基本とする)

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ② 食事
昼食 12時00分～13時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほかに入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状況に応じて清拭又はシャワー浴となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション、マッサージ）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理容サービス（原則、月2回実施します。ご希望の方は事前にお申し出ください。）
- ⑩ 基本時間外施設利用サービス [何らかの理由により、家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用時間の終了に間に合わない場合に実施いたします。]
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他
* これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただく場合があります

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

- ・名称 医療法人徳洲会 皆野病院
- ・住所 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野2031-1

・協力歯科医療機関

- ・名称 落合歯科診療所
- ・住所 埼玉県秩父郡長瀬町本野上1083-12

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者は施設利用中の食事において、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第5条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第7条

の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

- (2) 利用者は火気の取り扱いに注意しなければならない。
- (3) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (4) 利用者は喧嘩、口論又は暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (5) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。
- (6) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (7) 利用者の使用する日常生活品は、基本的に家族や関係者により、取り揃える事を旨とするが、それが不可能な場合は、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (8) 当事業所は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。
- (9) (1) 当事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとし、
 - ①虐待を防止するための対策を検討する定期的な委員会の開催、研修の実施。
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
 - ③虐待防止のための指針の整備。
 - ④①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置。

【虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者】

 - ・施設長（責任者）、理学療法士
- (2) 施設は、施設サービス提供中に、当該施設の従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知、非常警報装置等
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設の苦情・要望受付担当者に、お気軽にご相談ください。速やかに対応致します。そのほか、受付に備え付けられた「ご意見箱」をご利用ください。

また、最寄の市町村、埼玉県国民健康保険団体連合会でも相談・苦情を受け付けています。

- | | | |
|------------------------|----|------------------|
| ・縄文の里 長瀬倶楽部 リハビリ責任者等 | 電話 | 0494-66-0000 |
| ・埼玉県国民健康保険団体連合会（介護保険課） | 電話 | 048-824-2568 |
| ・長瀬町 福祉介護課 介護保険担当 | 電話 | 0494-66-3111 |
| ・皆野町 健康福祉課 介護保険担当 | 電話 | 0494-62-1233 |
| ・寄居町 健康福祉課 介護保険担当 | 電話 | 048-581-2121（代表） |

- ・ 秩父市役所 高齢者介護課 介護保険担当 電話 0494-25-5205
- ・ 横瀬町役場 健康づくり課 介護保険担当 電話 0494-25-0116

8. 通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に関する費用

別に運営規定に定める通り、通常の事業地域を超えた地点から1キロメートルあたり40円の支払いを受ける。

<別紙2>

介護老人保健施設 縄文の里 長瀬倶楽部
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について
（令和6年6月1日より施行）

1. 介護保険証の確認

利用のお申込みにあたり、利用希望者の介護保険証・負担割合証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護（要支援）者の家庭等での生活を継続していただくために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当事業所をご利用いただき、看護、医療管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・代理人（家族）の希望を可能な限り取り入れ、また、計画の内容については同意いただくようになります。

3. 利用料金

（1）通所リハビリテーション基本料金

- ① 通所リハビリテーション利用料（要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。）

※以下は1日当たりの自己負担分です。当施設のサービス提供時間は9：15～15：30で

【6時間以上7時間未満】に該当します。原則としてこの時間での料金をお支払いいただきますが、ご利用者の体調の変化やその他の事由により提供時間が異なる場合に下記の料金が適用となる場合があります。

【1時間以上2時間未満】	【1割】	【2割】	【3割】
・要介護1	369円	738円	1,107円
・要介護2	398円	796円	1,194円
・要介護3	429円	858円	1,287円
・要介護4	458円	916円	1,374円
・要介護5	491円	982円	1,473円
【2時間以上3時間未満】			
・要介護1	383円	766円	1,149円
・要介護2	439円	878円	1,317円
・要介護3	498円	996円	1,494円
・要介護4	555円	1,110円	1,665円
・要介護5	612円	1,224円	1,836円

【3時間以上4時間未満】

・要介護1	486円	972円	1,458円
・要介護2	565円	1,130円	1,695円
・要介護3	643円	1,286円	1,929円
・要介護4	743円	1,486円	2,229円
・要介護5	842円	1,684円	2,526円

【4時間以上5時間未満】

・要介護1	553円	1,106円	1,659円
・要介護2	642円	1,284円	1,926円
・要介護3	730円	1,460円	2,190円
・要介護4	844円	1,688円	2,532円
・要介護5	957円	1,914円	2,871円

【5時間以上6時間未満】

・要介護1	622円	1,244円	1,866円
・要介護2	738円	1,476円	2,214円
・要介護3	852円	1,704円	2,556円
・要介護4	987円	1,974円	2,961円
・要介護5	1,120円	2,240円	3,360円

【6時間以上7時間未満】

・要介護1	715円	1,430円	2,145円
・要介護2	850円	1,700円	2,550円
・要介護3	981円	1,962円	2,943円
・要介護4	1,137円	2,274円	3,411円
・要介護5	1,290円	2,580円	3,870円

【7時間以上8時間未満】

・要介護1	762円	1,524円	2,286円
・要介護2	903円	1,806円	2,709円
・要介護3	1,046円	2,092円	3,138円
・要介護4	1,215円	2,430円	3,645円
・要介護5	1,379円	2,758円	4,137円

② その他の加算

・リハビリテーション提供体制加算	【1割】	【2割】	【3割】
通所リハ提供体制加算1【3時間以上4時間未満の場合】	12円	24円	36円
通所リハ提供体制加算2【4時間以上5時間未満の場合】	16円	32円	48円
通所リハ提供体制加算3【5時間以上6時間未満の場合】	20円	40円	60円
通所リハ提供体制加算4【6時間以上7時間未満の場合】	24円	48円	72円
通所リハ提供体制加算5【7時間以上の場合】	28円	56円	84円

	【1割】	【2割】	【3割】
・通所リハ入浴介助加算Ⅰ	40円	80円	120円
・通所リハ入浴介助加算Ⅱ	60円	120円	180円
・通所リハ短期集中個別リハ加算	110円	220円	330円
・通所リハ若年性認知症加算（65歳未満）	60円	120円	180円
・通所リハ送迎減算（片道）	-47円	-94円	-141円
・通所リハサービス提供体制強化加算Ⅱ	18円	36円	54円
・通所リハサービス提供体制強化加算Ⅲ	6円	12円	18円
・通所リハ介護職員等处遇改善加算Ⅱ	所定単位数の83/1000加算		
・通所リハ感染症災害3%加算	基本報酬に3/100加算		

・通所リハマネジメント加算イ

		【1割】	【2割】	【3割】
	起算から6カ月以内	560円	1,120円	1,680円
	6カ月を超えた期間	240円	480円	720円
医師が説明し、 同意を得た場合 (+270単位)	起算から6カ月以内	830円	1,660円	2,490円
	6カ月を超えた期間	510円	1,020円	1,530円

・通所リハマネジメント加算ロ

		【1割】	【2割】	【3割】
	起算から6カ月以内	593円	1,120円	1,680円
	6カ月を超えた期間	273円	480円	720円
医師が説明し、 同意を得た場合 (+270単位)	起算から6カ月以内	863円	1,762円	2,589円
	6カ月を超えた期間	543円	1,086円	1,629円

・通所リハマネジメント加算ハ

		【1割】	【2割】	【3割】
	起算から6カ月以内	793円	1,120円	1,680円
	6カ月を超えた期間	473円	480円	720円
医師が説明し、 同意を得た場合 (+270単位)	起算から6カ月以内	1,063円	2,126円	3,189円
	6カ月を超えた期間	743円	1,486円	2,229円

(2) 介護予防通所リハビリテーション基本料金

①介護予防通所リハビリテーション利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。）

※以下は1月あたりの自己負担分です。

	【1割】	【2割】	【3割】
・要支援1	2, 268円	4, 106円	6, 159円
・要支援2	4, 228円	7, 998円	11, 997円
・予防通所リハ12月超減算21	-120円	-240円	-360円
・予防通所リハ12月超減算22	-240円	-480円	-720円
②その他の加算	【1割】	【2割】	【3割】
・予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅱ1	72円	144円	216円
・予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅱ2	144円	288円	432円
・予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅲ1	24円	48円	72円
・予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅲ2	48円	96円	144円
・予防通所リハ介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の83/1000加算		

(3) その他の料金（保険外費用）

① 食費 一食 600円 おやつ含む（時間延長で夕食を召し上がる場合は590円）

② 食事キャンセル料一食 600円

※ 利用予定日にお休みされる場合や早くお帰りになる場合等、予定外に食事を召し上がらない場合、当日の10時までにご連絡をいただければキャンセル料はいただきませんが、10時以降ですと調理してしまいますので、大変申し訳ありませんが600円をキャンセル料としてお支払いいただきます。ご了承下さい。

③ オムツ等料金

- ・紙オムツ代 1枚140円
- ・リハビリパンツ代 1枚140円
- ・尿とりパット代 1枚 60円

④ 理美容代（1回あたり） 3,000円

⑤ 日用品費 実費（ご家庭でお使いのものがあればお持ちください）

※ タオル類につきましては、感染防止と衛生介護の一環として専門業者に依頼しております。つきましては当施設でご用意いたしますので、私物の持込はご遠慮ください

⑥ 教養娯楽費 1日150円

※ 新聞、雑誌（定期購読量）、ご利用者の写真、レクリエーションとして行われる各種クラブ活動等に使用する画用紙、折り紙、のり、絵の具、ペンなどの材料費、園芸などに使用する種、苗、肥料など、映画鑑賞会などに使用するDVD、レンタル料、調理などに利用する食材料、調味料など、各種行事（敬老会、クリスマス会、新春演芸会など）で使用する飲食代、外部からの出演者への出演料など。

(4) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込の2方法があります。
銀行振込の場合は以下の口座にお振込みください。

埼玉りそな銀行 秩父支店 普通 口座番号 4423896
医療法人社団 医新会

個人情報利用目的

(令和3年10月1日現在)

介護老人保健施設 縄文の里 長瀬倶楽部通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[当事業所内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - ―入退所等の管理
 - ―会計・経理
 - ―事故等の報告
 - ―当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ―利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ―利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ―検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ―家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - ―保険事務の委託
 - ―審査支払機関へのレセプトの提出
 - ―審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害を賠償などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - ―医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ―当事業所において行われる学生の実習への協力
 - ―当事業所において行われる事例研究

[他の事業所等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - ―外部監査機関への情報提供

利用者及びその家族の個人情報の保護は、「個人情報保護法に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」に則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。